

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	2-3-2		事業名	障がい者による政策提言サポーター制度の運営
担当	保健福祉局保健福祉部障がい福祉課 吉井 (211-2936)			
全体計画（当初）				
事業内容	障がいのある人の考えや思いを同じ目線で理解や応援することができる障がいのある人が、サポーターとして聞き取り役や取りまとめ役を行うとともに、政策提言を行うことにより、障がいのある人の意見を市政に反映させることを目的とする。 具体的には次の業務を行う。 (1) 懇談会の開催（年に数回） (2) 意見聴取（年に数回） (3) 政策提言書の作成、及び提出		<年度別の事業内容> ・16年度 懇談会 3回(4、6、8月)、意見聴取 4回(4～7月)、事務打合せ会議 2回(5、9月)、研修会 2回(6、3月)、提言書作成会議 3回(6～7月)、中間報告 1回(8月)。16年9月、提言書提出。 ・17年度 4/15 各部局との意見交換会。4/28 第1回懇談会(取り組み状況公表)。5～7月 手稲(5/24)、南、北の各区で意見聴取。10/20 提言書提出。10/28 第2回懇談会。2/14 自立支援法勉強会。 ・18年度 4/26 第1回意見聴取。5/15 懇談会(取り組み状況公表)。6/26 第2回意見聴取。7/29 懇談会、8/25 第3回意見聴取、1/10 提言書提出 など	
	第 期サポーター 12名(市長選出6名、公募6名) 第 期サポーター 10名(市長選出5名、公募5名) (H17年12月より)			
事業内容 (量・場所・規模等)	平成16年度事業内容(決算)		平成17年度事業内容(決算)	
	(1) 懇談会の開催 3回開催(4、6、8月)。*16年2月に第1回懇談会を開催している。 (2) 意見聴取 4回実施(4～7月)。*16年3月に1回実施。 (3) 政策提言書の作成、及び提出 16年9月、提言書を市長に提出。その後、提言内容を204項目に分けて、各担当部局に照会。年度末に、取り組み状況をまとめ、市長、サポーターに報告するとともに、市民に公表した。 (4) その他 事務打合せ会議2回(5、9月)、研修会2回(6、3月)、提言書作成会議3回(6～7月)、中間報告1回(8月)。		(1) 懇談会 4月 第1回、10月 第2回 (2) 意見聴取 3回実施(5月 手稲区、6月 南区、7月 北区) (3) 政策提言書の作成、及び提出 10月20日、提言書を市長に提出。その後、提言内容を各担当部局に照会。 (4) その他 4月 各部局との意見交換会。6月 障がい福祉課との意見交換会。7～8月 提言書作成ワーキング会議(5回)。 12月19日 第 期サポーター委嘱状交付式。 18年2月 自立支援法勉強会。3月 新サポーターによる打ち合せ会議。	
事業内容 (量・場所・規模等)	平成18年度事業内容(決算)		評価(成果)	
	(1) 懇談会 2回実施(第1回(5月)、第2回(7月)) (2) 意見聴取 3回実施(4月(本庁)、6月(厚別)、8月(東)) (3) 政策提言書の作成及び提出 平成19年1月10日、提言書を市長に提出。 その後、提言内容を各担当部局に照会。 (4) ホームページの開設準備 提言、取り組み状況、懇談会の議事録等を、市民が随時閲覧できるようにするための準備を行った。 (5) その他 区保健福祉課研修講師(5月、12月) 区役所視察(7月(厚別)、8月(北、西)) 提言書作成ワーキング会議。 その他、研修会、意見交換会等		障がいのある人が、みずから直接、懇談会や意見聴取、または手紙・Fax等で意見や要望を述べたり、提出する機会が増えた。それらが政策提言として提出されることにより、市としてのそれぞれの取り組み状況を市民が把握できるようになった。	
課題				
中・長期的検討課題となった項目については、今後の検討状況を把握していく必要がある(平成18年度に一部実施)。制度の一層の周知をはかり、より多くの障がいのある方たちに参加してもらうほか、提言実現のための他部局・関係機関との連携も課題となっている。				
19年度以降の方向性・事業の予定				
職員研修の講師としてサポーターを派遣するなどし、職員が障がいのある人たちの見方、感じ方をより深く理解できる方法を検討するほか、より実効性の高い提言をしてもらうための仕組みを検討する必要がある。				

